

防衛装備庁訓令第6号

防衛装備庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令を次のように定める。

平成27年10月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

防衛装備庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する訓令

改正 平成27年12月25日庁訓第41号
平成28年 3月30日庁訓第 2号
平成29年 5月30日庁訓第12号
平成30年 3月30日庁訓第 2号
平成31年 3月28日庁訓第 3号
平成31年 4月25日庁訓第 8号

令和	元年	12月	12日	庁訓第	7号
令和	2年	12月	24日	庁訓第	9号
令和	3年	3月	31日	庁訓第	3号
令和	4年	3月	31日	庁訓第	4号
令和	5年	3月	29日	庁訓第	8号
令和	6年	3月	28日	庁訓第	15号
令和	6年	9月	25日	庁訓第	25号

目次

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 開示

第1節 開示請求受付（第7条－第13条）

第2節 開示の決定等（第14条－第25条）

第3節 開示の実施（第26条）

第3章 訂正

第1節 訂正請求受付（第27条－第29条）

第2節 訂正の決定等（第30条－第40条）

第4章 利用停止

第1節 利用停止請求受付（第41条－第43条）

第 2 節 利用停止の決定等（第 4 4 条－第 5 1 条）

第 5 章 審査請求（第 5 2 条）

第 5 章の 2 行政機関等匿名加工情報の提供

第 1 節 提案の募集及び受付（第 5 2 条の 2）

第 2 節 提案の審査等（第 5 2 条の 3－第 5 2 条の
6）

第 6 章 雑則（第 5 3 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号。以下「番号法」という。）に基づく防衛装備庁における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 長官 防衛装備庁長官をいう。
- (2) 個人情報 個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。
- (3) 行政機関等 個人情報保護法第2条第11項に規定する行政機関等をいう。
- (4) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 保有個人情報 個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。
- (6) 個人情報ファイル簿 個人情報保護法第75条第1項（個人情報保護法第110条及び第117条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき作成された個人情報ファイル簿をいう。
- (7) 行政機関等匿名加工情報 個人情報保護法第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報をい

う。

- (8) 行政機関の長等 個人情報保護法第63条に規定する行政機関の長等をいう。
- (9) 開示請求書 個人情報保護法第77条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいう。
- (10) 訂正請求書 個人情報保護法第91条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいう。
- (11) 利用停止請求書 個人情報保護法第99条第1項各号に掲げる事項を記載した書面をいう。
- (12) 提案書 個人情報保護法第112条第1項及び第118条第1項に規定する提案（以下単に「提案」という。）を記載した書面をいう。

（防衛装備庁個人情報保護管理者及び防衛装備庁個人情報保護室）

第3条 防衛装備庁における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を総括する者を「防衛装備庁個人情報保護管理者」という。

2 防衛装備庁個人情報保護管理者は、長官官房審議官をもって充てる。

3 防衛装備庁個人情報保護管理者を補佐し、防衛装備庁の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務の総合調整等を行う部局を「防衛装備庁個人情報保護室」（以下「個人情報保護室」という。）という。

4 個人情報保護室は、長官官房総務官とする。
（施設等機関個人情報保護責任者）

第4条 施設等機関において、当該機関の保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務に責任を有するものを「施設等機関個人情報保護責任者」という。

2 次の表の左欄に掲げる施設等機関ごとに、施設等機関個人情報保護責任者を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる者とする。

施設等機関	施設等機関個人情報保護責任者
航空装備研究所	航空装備研究所長

陸上装備研究所	陸上装備研究所長
艦艇装備研究所	艦艇装備研究所長
新世代装備研究所	新世代装備研究所長
防衛イノベーション科学技術研究所	防衛イノベーション科学技術研究所長
千歳試験場	千歳試験場長
下北試験場	下北試験場長
岐阜試験場	岐阜試験場長

(関係部局の協力等)

第5条 防衛装備庁における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供の手続等を円滑に進めるため、関係部局は、相互に協力し、適切に事務を遂行するものとする。

2 関係部局は、個人情報保護法に基づく開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに行政機関等匿名加工情報の提供を容易にするため、防衛装備庁における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに行政機関等匿名加工情報の提供に関する情報の提供に努めるもの

とする。

(個人情報ファイル簿の整備)

第6条 個人情報保護室は、防衛装備庁の保有する個人情報及び個人番号の安全管理等に関する訓令（令和4年防衛装備庁訓令第3号）第25条第1項から第5項までの規定に基づき個人情報ファイル簿を作成された場合、当該個人情報ファイル簿を常備し、閲覧に供するものとする。

2 個人情報保護室は、個人情報ファイル簿について、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。

第2章 開示

第1節 開示請求受付

(開示請求書)

第7条 開示請求書は、様式第1に定める書式を標準とする。

2 任意代理人（個人情報保護法第76条第2項に規定する本人の委任による代理人をいう。以下同じ。）が

開示請求する場合は、前項に規定する開示請求書と併せて、様式第2に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。ただし、特定個人情報に係る開示請求については、様式第3に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。

(個人情報保護室における情報提供)

第8条 個人情報保護室は、開示請求者（開示請求をした者をいう。以下同じ）が開示を望む保有個人情報の特定に資する情報を提供するよう努めるものとする。この場合において、個人情報保護室は、開示請求者が第6条の個人情報ファイル簿の閲覧を適切に行えるよう、所要の教示を行うものとする。

(個人情報保護室における開示請求書の受付等)

第9条 個人情報保護室は、開示請求者が提示する開示請求書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか、及び開示請求者が開示請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人（個人情報保護法第76条第2項に規定する法定代理人をいう。以下同じ。）若

しくは任意代理人であるかを確認した上で当該開示請求書に受付印を押印し、その写しを開示請求者に交付するものとする。

(送付による開示請求書の受付)

第10条 開示請求書が送付により提出された場合、個人情報保護室は、当該開示請求書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか、及び開示請求者が開示請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であるかを確認した上で、当該開示請求書が当該個人情報保護室に到達した日を受付日として受付印を押印し、その写しを開示請求者に送付するものとする。

(特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除申請書)

第11条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年政令第155号)第33条第2項に規定する開示請求に係る手数料の免除の申請書(以下「手数料免除申請書」

という。)は、様式第4に定める書式を標準とする。

(個人情報保護室における特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除申請書の受付)

第12条 個人情報保護室は、手数料免除申請書に不備がないことを確認した上で当該申請書に受付印を押印し、その写しを開示請求者に送付するものとする。

(特定個人情報の開示請求に係る手数料の免除の決定等通知)

第13条 長官は、前条の規定により受け付けられた手数料免除申請書について、番号法第29条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報保護法第89条第2項の規定により、免除する旨を決定したときは様式第5に定める書式により、免除をしない旨を決定したときは様式第6に定める書式により、それぞれ開示請求者に通知するものとする。

第2節 開示の決定等

(補正依頼の実施)

第14条 個人情報保護室は、必要と認める場合は、開

示請求者に対し、補正依頼を実施し、又は官房各部若しくは施設等機関に補正依頼を実施させるものとする。

(保有個人情報の特定)

第15条 個人情報保護室は、開示請求された保有個人情報を特定し、当該保有個人情報の開示に関する事務を実施することが最も適切と考えられる官房各部及び当該保有個人情報に関係を有する施設等機関に特定した旨を通知するものとする。

(移送)

第16条 長官は、特定された開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる場合、個人情報保護法第85条第1項の規定に基づき、他の行政機関の長等と協議の上、当該事案を移送することができる。ただし、開示請求に係る保有個人情報が、既に公にされ、又は公にする予定が明らかであると認められたときを除く。

(1) 開示請求に係る保有個人情報が他の行政機関等から提供されたものである場合

(2) 前号に掲げるもののほか、開示請求に係る保有個人情報情報が他の行政機関等の事務又は事業に係るものである場合

2 他の行政機関の長等との協議が整わない場合は、防衛装備庁において個人情報保護法第82条各項の決定（以下「開示決定等」という。）を行うものとする。

3 他の行政機関の長等に事案を移送する場合には、それぞれ様式第7に定める書式により、当該他の行政機関の長等に対して通知するものとする。

4 他の行政機関の長等に事案を移送した場合には、それぞれ様式第8に定める書式により、開示請求者に対して通知するものとする。

（移送の受付）

第17条 移送の協議は個人情報保護室が受け付け、その後は、開示請求を受けた事案に関する規定に準じて取り扱うものとする。

（第三者意見聴取の書式）

第18条 個人情報保護法第86条第1項の通知は様式

第 9 に定める書式により、同条第 2 項の通知は様式第 10 に定める書式によるものとする。

2 個人情報保護法第 86 条第 1 項及び第 2 項の意見書は様式第 11 に定める書式を標準とする。

3 個人情報保護法第 86 条第 3 項の通知は様式第 12 に定める書式によるものとする。

(施設等機関の開示決定手続)

第 19 条 第 15 条の規定に基づき通知を受けた施設等機関の施設等機関個人情報保護責任者は、開示請求された保有個人情報について全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨の決定に係る意見を付し、長官に上申するものとする。

2 長官は、上申を受けた保有個人情報について、全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨の決定をしたときには、その旨を上申者に通知するものとする。

(官房各部の開示決定手続)

第 20 条 長官官房審議官又は各部の長（以下「審議官

等」という。)は、開示請求された保有個人情報について全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨の決定を長官に求めるものとする。

(開示決定等期限の延長の書式)

第21条 個人情報保護法第83条第2項の通知は様式第13に定める書式によるものとする。

(開示決定等期限の特例の書式)

第22条 個人情報保護法第84条の通知は様式第14に定める書式によるものとする。

(開示決定等通知)

第23条 長官は、開示請求された保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、様式第15に定める書式により開示請求者に通知するものとする。

2 長官は、開示請求された保有個人情報の全部を開示しない旨の決定をしたときは、様式第16に定める書式により開示請求者に通知するものとする。

(開示情報等の記録作成)

第 2 4 条 開示請求に係る事務を行った官房各部及び施設等機関（以下「官房各部等」という。）は、当該請求に係る事案についての記録等を作成し、その写しを個人情報保護室に提出するとともに、適切に保存しなければならない。

2 前項の官房各部等は、全部若しくは一部を開示し、又は全部を開示しない旨の決定を行った保有個人情報又は当該保有個人情報の部分の写しを個人情報保護室に提出するとともに、当該保有個人情報を適切に管理しなければならない。ただし、当該保有個人情報が、膨大である場合、防衛装備庁における秘密保全に関する訓令（平成 2 7 年防衛装備庁訓令第 2 6 号）その他の秘密の保護に関する定めにおいて、秘密に該当する文書である場合又は個人情報保護法第 8 1 条の規定により保有個人情報を明らかにしないで開示請求を拒否した場合には、官房各部等において適切に管理するとともに、当該保有個人情報の内容に係る文書等を作成し、写しの代わりとして提出するものとする。

(開示の実施に係る申出の受付)

第25条 長官の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けようとする者からの個人情報保護法第87条第3項の規定に基づく申出は、個人情報保護室で受け付けるものとする。

2 前項の申出は、様式第17に定める書式を標準とする。

第3節 開示の実施

(開示の実施)

第26条 事務所における開示の実施を行うときは、個人情報保護室において行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、専用機器を用いた開示の実施を行うため当該機器が備え付けられている場所において実施する必要がある場合にあっては、業務に支障のない範囲で個人情報保護室以外の事務所において開示の実施を行うことができる。

3 写しの送付による開示の実施は、個人情報保護室が行うものとする。

第 3 章 訂正

第 1 節 訂正請求受付

(訂正請求書)

第 2 7 条 訂正請求書は、様式第 1 8 に定める書式を標準とする。

2 任意代理人が訂正請求する場合は、前号に規定する訂正請求書と併せて、様式第 1 9 に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。ただし、特定個人情報に係る訂正請求については、様式第 2 0 に定める書式を標準とする委任状を提出するものとする。

(個人情報保護室における訂正請求書の受付等)

第 2 8 条 個人情報保護室は、訂正請求者（訂正請求をした者をいう。以下同じ。）が提出する訂正請求書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか、及び訂正請求者が訂正請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であるかを確認した上で当該訂正請求書に受付印を押印し、その写しを訂正請求者に交付するものとする。

(送付による訂正請求書の受付)

第29条 訂正請求書が送付により提出された場合、個人情報保護室は、当該訂正請求書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか、及び訂正請求者が訂正請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であるかを確認した上で、当該訂正請求書が当該個人情報保護室に到達した日を受付日として受付印を押印し、その写しを訂正請求者に送付するものとする。

第2節 訂正の決定等

(補正依頼の実施)

第30条 個人情報保護室は、必要と認める場合は、訂正請求者に対し、補正依頼を実施し、又は官房各部若しくは施設等機関に補正依頼を実施させるものとする。

(保有個人情報の特定)

第31条 個人情報保護室は、訂正請求された保有個人情報 を特定し、当該保有個人情報の訂正に関する事務

を実施することが最も適切と考えられる官房各部及び当該保有個人情報に関係を有する施設等機関に特定した旨を通知するものとする。

(移送)

第32条 長官は、訂正請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる場合、個人情報保護法第96条第1項の規定に基づき、他の行政機関の長等と協議の上、当該事案を移送することができる。

(1) 訂正請求に係る保有個人情報が、個人情報保護法第85条第3項の規定により開示されたものである場合

(2) 前号に掲げるもののほか、訂正請求に係る保有個人情報が他の行政機関等の事務又は事業に係るものである場合

2 他の行政機関の長等との協議が整わない場合は、防衛装備庁において個人情報保護法第93条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）を行うものとする。

3 他の行政機関の長等に事案を移送する場合には、そ

れぞれ様式第21に定める書式により、当該行政機関の長等に対して通知するものとする。

- 4 他の行政機関の長等に事案を移送した場合には、それぞれ様式第22に定める書式により、訂正請求者に対して通知するものとする。

(移送の受付)

第33条 移送の協議は個人情報保護室が受け付け、その後は、訂正請求を受けた事案に関する規定に準じて取り扱うものとする。

(施設等機関の訂正決定手続)

第34条 第31条の規定に基づき通知を受けた施設等機関の施設等機関個人情報保護責任者は、訂正請求された保有個人情報について訂正をし、又は訂正をしない旨の決定に係る意見を付し、長官に上申するものとする。

- 2 長官は、上申を受けた保有個人情報について、訂正をし、又は訂正をしない旨の決定をしたときには、その旨を上申者に通知するものとする。

(官房各部等の訂正決定手続)

第35条 審議官等は、訂正請求された保有個人情報について訂正をし、又は訂正しない旨の決定を長官に求めるものとする。

(訂正決定等期限の延長の書式)

第36条 個人情報保護法第94条第2項の通知は様式第23に定める書式によるものとする。

(訂正決定等期限の特例の書式)

第37条 個人情報保護法第95条の通知は様式第24に定める書式によるものとする。

(訂正決定等通知)

第38条 長官は、訂正請求された保有個人情報の訂正をする旨の決定をしたときは、様式第25に定める書式により訂正請求者に通知する。

2 長官は、訂正請求された保有個人情報の訂正をしない旨の決定をしたときは、様式第26に定める書式により訂正請求者に通知するものとする。

(保有個人情報の提供先への通知の書式)

第 39 条 個人情報保護法第 97 条の通知は様式第 27 に定める書式によるものとする。

(訂正情報等の記録作成)

第 40 条 訂正請求に係る事務を行った官房各部等は、当該請求に係る事案についての記録等を作成し、その写しを個人情報保護室に提出するとともに、適切に保存しなければならない。

2 前項の官房各部等は、訂正をし、又は訂正をしない旨の決定を行った保有個人情報又は当該保有個人情報の部分の写しを個人情報保護室に提出するとともに、当該保有個人情報を適切に管理しなければならない。ただし、当該保有個人情報が、膨大である場合又は防衛装備庁における秘密保全に関する訓令その他の秘密の保護に関する定めにおいて、秘密に該当する文書である場合には、官房各部等において適切に管理するとともに、当該保有個人情報の内容に係る文書等を作成し、写しの代わりとして提出するものとする。

第 4 章 利用停止

第 1 節 利用停止請求受付

(利用停止請求書)

第 4 1 条 利用停止請求書は、様式第 2 8 に定める書式を標準とする。

2 任意代理人が利用停止請求する場合は、前項に規定する利用停止請求書と併せて、様式第 2 9 に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。ただし、特定個人情報に係る訂正請求については、様式第 3 0 に定める書式を標準とする委任状を提出させるものとする。

(個人情報保護室における利用停止請求書の受付等)

第 4 2 条 個人情報保護室は、利用停止請求者（利用停止請求をした者をいう。以下同じ。）が提出する利用停止請求書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか、及び利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であるかを確認した上で当該利用停止請求書に受付印を押印し、その写しを利用停止請求者に交付するものとする。

(送付による利用停止請求書の受付)

第43条 利用停止請求書が送付により提出された場合、個人情報保護室は、当該利用停止請求書に記入漏れ、明らかな誤記入等の不備がないか、及び利用停止請求者が利用停止請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人若しくは任意代理人であるかを確認した上で、当該利用停止請求書が当該個人情報保護室に到達した日を受付日として受付印を押印し、その写しを利用停止請求者に送付するものとする。

第2節 利用停止の決定等

(補正依頼の実施)

第44条 個人情報保護室は、必要と認める場合には、利用停止請求者に対し、補正依頼を実施し、又は官房各部若しくは施設等機関に補正依頼を実施させるものとする。

(保有個人情報の特定)

第45条 個人情報保護室は、利用停止請求された保有個人情報を特定し、当該保有個人情報の利用停止に関

する事務を実施することが最も適切と考えられる官房各部及び当該保有個人情報に関係を有する施設等機関に特定した旨を通知するものとする。

(施設等機関の利用停止決定手続)

第46条 前条の規定に基づき通知を受けた施設等機関の施設等機関個人情報保護責任者は、利用停止請求された保有個人情報について利用停止をし、又は利用停止をしない旨の決定に係る意見を付し、長官に上申するものとする。

2 長官は、上申を受けた保有個人情報について、利用停止をし、又は利用停止をしない旨の決定をしたときには、その旨を上申者に通知するものとする。

(官房各部の利用停止決定手続)

第47条 審議官等は、利用停止請求された保有個人情報について利用停止をし、又は利用停止しない旨の決定を長官に求めるものとする。

(利用停止決定等期限の延長の書式)

第48条 個人情報保護法第102条第2項の通知は様

式第31に定める書式によるものとする。

(利用停止決定等期限の特例の書式)

第49条 個人情報保護法第103条の通知は様式第32に定める書式によるものとする。

(利用停止決定等通知)

第50条 長官は、利用停止請求された保有個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、様式第33に定める書式により利用停止請求者に通知するものとする。

2 長官は、利用停止請求された保有個人情報の利用停止をしない旨の決定をしたときは、様式第34に定める書式により利用停止請求者に通知するものとする。

(利用停止情報等の記録作成)

第51条 利用停止請求に係る事務を行った官房各部等は、当該利用停止請求に係る事案についての記録等を作成し、その写しを個人情報保護室に提出するとともに、適切に保存しなければならない。

2 前項の官房各部等は、利用停止をし、又は利用停止

しない旨の決定を行った保有個人情報又は当該保有個人情報
個人情報の部分の写しを個人情報保護室に提出するととも
に、当該保有個人情報を適切に管理しなければならない。
ただし、当該保有個人情報が、膨大である場合
又は防衛装備庁における秘密保全に関する訓令その他
の秘密の保護に関する定めにおいて、秘密に該当する
文書である場合には、各課等において適切に管理する
とともに、当該保有個人情報の内容に係る文書等を作
成し、写しの代わりとして提出するものとする。

第5章 審査請求

(諮問をした旨の通知の書式)

第52条 個人情報保護法第105条第2項の通知は、
次の各号の書式によるものとする。

- (1) 開示決定等に対する審査請求について諮問した旨
の通知 様式第35
- (2) 訂正決定等に対する審査請求について諮問した旨
の通知 様式第36
- (3) 利用停止決定等に対する審査請求について諮問し

た旨の通知 様式第37

第5章の2 行政機関等匿名加工情報の提供

第1節 提案の募集及び受付

(提案の募集及び受付)

第52条の2 個人情報保護法第111条の規定による

提案の募集及び提案の受付に関する事務は、個人情報保護室が行うものとする。

第2節 提案の審査等

(提案の通知)

第52条の3 個人情報保護室は、提案を受け付けた場

合、当該提案に係る行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を実施することが最も適切と考えられる官房各部及び当該提案に関係を有する施設等機関に対し、提案があった旨を通知するものとする。

(施設等機関の審査手続)

第52条の4 前条の規定により通知を受けた施設等機

関の施設等機関個人情報保護責任者は、提案につい

て、個人情報保護法第114条第1項各号に掲げる基

準（個人情報保護法第118条第2項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）に適合すると認める、又は当該基準のいずれかに適合しないと認める旨の意見を付し、長官に上申するものとする。

2 長官は、上申を受けた提案について、個人情報保護法第112条第1項各号に掲げる基準に適合すると認め、又は当該基準のいずれかに適合しないと認めたときは、その旨を上申者に通知するものとする。

（官房各部の審査手続）

第52条の5 審議官等は、提案について、個人情報保護法第114条第1項各号に掲げる基準に適合すると認める、又は当該基準のいずれかに適合しないと認めることを長官に求めるものとする。

（行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約）

第52条の6 個人情報保護法第115条（個人情報保護法第118条第2項において準用する場合を含む。）に規定する行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約及び個人情報保護法第120条に規定する行

政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の解除に関する事務は、個人情報保護室が行うものとする。

第6章 雑則

(委任規定)

第53条 この訓令の実施に関する細部の事項は、内部部局に関するものは長官官房審議官が、施設等機関に関するものは施設等機関の長がそれぞれ定める。

附 則 (平成27年10月1日庁訓第6号)

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月25日庁訓第41号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日庁訓第2号)

- 1 この訓令は、行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。
- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの訓令の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従

前の例による。

附 則（平成 29 年 5 月 30 日庁訓第 12 号）

この訓令は、平成 29 年 5 月 30 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日庁訓第 2 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 25 日庁訓第 7 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 25 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日庁訓第 3 号）

この訓令は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 25 日庁訓第 7 号）

- 1 この訓令は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、当分の間、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則（令和 2 年 12 月 24 日庁訓第 9 号）

- 1 この訓令は、令和 2 年 12 月 24 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前

の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この訓令の施行の現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 3 月 3 1 日庁訓第 3 号）

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 3 1 日庁訓第 4 号）

- 1 この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 3 月 2 9 日庁訓第 8 号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月28日庁訓第15号）

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月25日庁訓第25号）

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

様式第1（第7条関係）

保有個人情報開示請求書

令和○年○月○日

防衛装備庁長官 殿

氏名：
住所又は居所：
〒

TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等

（開示請求に係る保有個人情報が特定できるよう、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称、請求する保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

(1)又は(2)に○印を付してください。(1)を選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

- (1) 事務所における開示の実施を希望する。
<実施の方法> ①閲覧 ②写しの交付 ③その他 ()
<実施の希望日>
(2) 写しの送付を希望する。

3 開示決定通知書等を書面により送付する場合における公印の押印の必要の有無

開示決定通知書等を書面により送付する場合には、公印の押印は省略としておりますので、この場合において公印を押印した開示決定通知書等を希望される場合は、以下の□にレ点を付してください（レ点がない場合は公印省略とさせていただきます。）

□ 開示決定通知書等への公印を希望する。

4 本人確認等

- (1) 開示請求者 □本人 □法定代理人 □任意代理人
- (2) 請求者本人確認書類
□運転免許証 □健康保険被保険者証
□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
□その他 ()
(注) 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
- (3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）
ア 本人の状況 □未成年者（年 月 日生） □成年被後見人 □任意代理人委任者
イ 本人の氏名
ウ 本人の住所又は居所
- (4) 請求資格確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。）
ア 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。
□戸籍謄本 □登記事項証明書 □その他 ()
イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。
□委任状 □その他 ()

開示請求手数料 (一件 300 円) ここに収入印紙をはってください。 (受付印)

請求受付番号：

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

- 1 「氏名」「住所又は居所」
あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。
連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。
なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という。）による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
- 2 「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等」
開示請求に係る保有個人情報が特定できるよう、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称、請求する保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。
- 3 「求める開示の実施の方法等」
請求された保有個人情報について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。なお、実施の方法は、防衛装備庁の定めるところによりますので、希望する方法に対応できない場合があります。
また、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により別途申し出ることができます。
- 4 「開示決定通知書等を書面の公印の押印の必要の有無」
開示決定通知書等に公印が押印されていなくても、通知書としての効力に影響は生じませんが、次の各号に掲げる通知書を書面による送付する場合において、公印の押印が必要であるときには、「開示決定通知書等への公印を希望する。」に、レ点を記載してください。
 - (1) 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第82条第1項の規定による保有個人情報の全部又は一部を開示する旨等の通知書
 - (2) 法第82条第2項の規定による保有個人情報の全部を開示しない旨の通知書
 - (3) 法第83条第2項の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知書
 - (4) 法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する旨等の通知書
 - (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第30条第1項の規定により読み替えて適用する法第89条第3項により開示請求に係る手数料の免除する旨の通知書
 - (6) 番号法第30条第1項の規定により読み替えて適用する法第89条第3項の規定により開示請求に係る手数料を免除しない旨の通知書
- 5 本人確認等
 - (1) 窓口来所による開示請求の場合
窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第22条に規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。
（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
 - (2) 送付による開示請求の場合
保有個人情報開示請求書を送付して開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成された市町村等が発行する公文書に限り、その複写物による提出は認められません。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。
なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。
 - (3) 代理人による開示請求の場合
「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合に記載してください。
ア 法定代理人が開示請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を提示又は提出してください。
なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村長等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。
イ 任意代理人が開示請求をする場合には、任意代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成された原本に限ります。）を提出してください。ただし、委任状については、(ア)委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付するか又は(イ)委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付して提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

〈開示請求手数料の納付について〉

開示請求を行う場合には、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件について、300円を納付していただくことになっています。

300円分の収入印紙をこの請求書の所定の位置に貼って提出してください。

手数料の免除を受けようとする場合には、様式第4の免除申請書も提出する必要があります。

様式第2（第7条関係）

委 任 状

(代理人) 住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____


上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

令和〇年〇月〇日

(委任者) 住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____ 

連絡先電話番号 _____

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

次のいずれかの措置をお取りください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第3（第7条関係）

委 任 状

(代理人) 住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____


上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限
- 7 開示請求に係る手数料の免除申請を行う権限並びに開示請求に係る手数料を免除する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る手数料を免除しない旨の決定通知を受ける権限

令和〇年〇月〇日

(委任者) 住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____ 

連絡先電話番号 _____

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

次のいずれかの措置をお取りください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

令和〇年〇月〇日

開示請求に係る手数料の免除申請書

防衛装備庁長官 殿

(ふりがな)
氏名

住所又は居所

連絡先電話番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第33条第2項に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 免除を求める理由
 - (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第〇号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がいないため。
 - (2) その他

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

- 1 「免除を求める理由」
(1)又は(2)のいずれかに○印を付してください。
- 2 (2)に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
- 3 (2)に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

開示請求に係る手数料の免除決定通知書

（開示請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

令和〇年〇月〇日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第89条第3項の規定に基づき、下記のとおり、免除することとしましたので通知します。

記

対象となる保有個人情報が記録されている行政文書の名称等

様式第6（第13条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書

（開示請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

令和〇年〇月〇日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項の規定により読み替えて適用する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

記

- 1 対象となる保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 免除が認められない理由等

（注）この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

様式第7（第16条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（他の行政機関の長等） 殿

防衛装備庁長官

印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで開示請求のあった事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	（ 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報） ）
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 （ 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ ）
添付資料等名	（ ・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ ）
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

（担当者所属、氏名、連絡先）

請求受付番号： _____

様式第8（第16条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（開示請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において、行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	（開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）
移送年月日	令和〇年〇月〇日
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	

（担当者所属、氏名、連絡先）

請求受付番号： _____

様式第9（第18条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（第三者） 殿

防衛装備庁長官

印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づく開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封の「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 開示請求の年月日
- 3 開示請求に係る保有個人情報に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
 - (1) 部課室名
 - (2) 担当者名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
- 5 意見書の提出期限
令和〇年〇月〇日（ ）

請求受付番号：

（第三者） 殿

防衛装備庁長官

印

保有個人情報の開示請求に関する意見について（照会）

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第86条第2項に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについてご意見があるときは、同封の「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 開示請求の年月日
- 3 法第86条第2項第1号及び第2号の規定の適用区分及びその理由
 - (1) 適用区分： 第1号 第2号
 - (2) 適用理由：
- 4 開示請求に係る保有個人情報に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
 - (1) 部課室名
 - (2) 担当者名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
- 6 意見書の提出期限
令和〇年〇月〇日（ ）

請求受付番号：

令和〇年〇月〇日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

防衛装備庁長官 殿

氏名又は名称
(ふりがな)
(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)
住所又は居所
(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)
連絡先電話番号
E-MAIL

令和〇年〇月〇日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている行政文書の 名称等	
開示に関する御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障(不利益)がある部分 (2) 支障(不利益)の具体的理由
連絡先	(1) 部課室名 (2) 担当者名 (3) 所在地 (4) 電話番号

*担当課等

請求受付番号 : _____
意見受付番号 : _____

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（反対意見書を提出した第三者） 殿

防衛装備庁長官

印

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定について（通知）

（あなた、貴社等）から令和〇年〇月〇日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 開示することとした理由
- 3 開示決定をした日
- 4 開示を実施する日

*担当課等

（注）この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

請求受付番号：

様式第13（第21条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（開示請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

開示決定等の期限の延長について（通知）

令和〇年〇月〇日付けの保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

*担当課等

請求受付番号： _____

様式第14 (第22条関係)

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

(開示請求者) 殿

防衛装備庁長官

印

開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

令和〇年〇月〇日付けの保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第84条の規定に基づき、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 開示決定等をする期限

（令和〇年〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）

令和△年△月△日（ ）

*担当課等

請求受付番号：

保有個人情報開示決定通知書

(開示請求者) 殿

防衛装備庁長官

印

令和〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 不開示とした部分とその理由

(注) この決定に不服があるときは、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的
- 4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等(裏面(又は同封)の説明事項をお読みください。)

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用(見込み額)

* 開示請求受付日
補正期間
開示決定日

請求受付番号: _____

〈説明事項〉

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の○日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、送付に要する費用（郵便切手又は個人情報保護委員会が定めるこれに類する証票）が必要になります。

2 不開示部分に係る審査請求等

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

4 連絡先

開示の実施の方法等、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

*連絡先：

保有個人情報不開示決定通知書

(開示請求者) 殿

防衛装備庁長官

印

令和〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 不開示決定した保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 不開示とした理由

(注) この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

* 開示請求受付日
補正期間
開示決定日

請求受付番号：

令和〇年〇月〇日

保有個人情報の開示の実施方法等申出

防衛装備庁長官 殿

氏名
住所又は居所
連絡先電話番号
E-MAIL

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

* 日付
文書番号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに〇印を付してください。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	種類・量	実施の方法	
		1	①全部 ②一部 ()
		2	①全部 ②一部 ()
		3	①全部 ②一部 ()

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無

有：同封する郵便切手又は個人情報保護委員会
が定めるこれに類する証票の額 円
無

*担当課等

請求受付番号： _____

申出受付番号： _____

様式第18 (第27条関係)

保有個人情報訂正請求書

令和〇年〇月〇日

防衛装備庁長官 殿

氏名：^(ふりがな) _____

住所又は居所：
〒 _____

TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

(1) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	令和 年 月 日
(2) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
(3) 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 訂正決定通知書等を書面により送付する場合における公印の押印の必要の有無

訂正決定通知書等を書面により送付する場合には、公印の押印は省略としておりますので、この場合において公印を押印した開示決定通知書等を希望される場合は、以下の□にレ点を付してください（レ点がない場合は公印省略とさせていただきます。）

訂正決定通知書等への公印を希望する。

4 本人確認等

(1) 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） (注) 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ ^(ふりがな) 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
(4) 請求資格確認書類 ア 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

請求受付番号： _____

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

- 1 「訂正請求の期限」

訂正請求は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にならなければならないこととなっています。
- 2 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により、訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。
連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。
なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という）による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
- 3 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」
 - (1) 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」

訂正請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日を記載してください。
 - (2) 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等」

開示決定通知書の文書番号及び開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録された行政文書の名称を記載してください。なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは、次に掲げるものです。
ア 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）
イ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）
 - (3) 「訂正請求の趣旨及び理由」

ア 訂正請求の趣旨は、本請求においてどのような訂正を求めるか（正確な事実を書き換えるのか、追加か、削除か等）についての結論を、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、できるだけ具体的に記載してください。
イ 訂正請求の理由は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。
- 4 「訂正決定通知書等を書面により交付する場合における公印の押印の必要の有無」

訂正決定通知書等に公印が押印されていなくても、通知書としての効力に影響は生じませんが、次の各号に掲げる通知書を書面により送付する場合において、公印の押印が必要であるときには、「訂正決定通知書等への公印を希望する。」に、レ点を記載してください。

 - (1) 法第93条第1項の規定による保有個人情報の訂正をする旨の通知書
 - (2) 法第93条第2項の規定による保有個人情報の訂正をしない旨の通知書
 - (3) 法第94条第2項の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知書
 - (4) 法第95条の規定による訂正決定等の期限の特例を適用する旨等の通知書
- 5 本人確認等
 - (1) 窓口来所による訂正請求の場合
窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて適用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。
（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
 - (2) 送付による訂正請求の場合
保有個人情報訂正請求書を送付して訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成された市町村等が発行する公文書に限り、その複写物による提出は認められません。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。
個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者番号・記号を黒塗りにしてください。
 - (3) 代理人による訂正請求の場合
「本人の状況等」欄は、代理人による訂正請求の場合に記載してください。
ア 法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を提示又は提出してください。
なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村長等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。
イ 任意代理人が訂正請求をする場合には、任意代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成された原本に限り、）を提出してください。ただし、委任状については、(ア)委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り、）を添付するか又は(イ)委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付して提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

委 任 状

(代理人) 住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

令和〇年〇月〇日

(委任者) 住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____ 

連絡先電話番号 _____

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

次のいずれかの措置をお取りください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

委 任 状

(代理人) 住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____

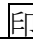
上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

令和〇年〇月〇日

(委任者) 住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____ 

連絡先電話番号 _____

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

次のいずれかの措置をお取りください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第21（第32条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（他の行政機関の長等） 殿

防衛装備庁長官

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

令和〇年〇月〇日付けにて訂正請求のあった事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	訂正請求書に記載されている保有個人情報が記録されている行政文書の名称及び開示された日等 （一部を移送する場合には、訂正請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 〔 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ 〕
添付資料等名	〔 ・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 〕
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

（担当者所属、氏名、連絡先）

請求受付番号： _____

様式第22（第32条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（訂正請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について（通知）

令和〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送しましたので、通知します。なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	（訂正請求書に記載されている保有個人情報が記録されている行政文書の名称及び開示された日等 （一部を移送する場合には、訂正請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）
移送年月日	令和〇年〇月〇日
移送先の行政機関の長等	行政機関の長等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	

（担当者所属、氏名、連絡先）

請求受付番号： _____

様式第23（第36条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（訂正請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

訂正決定等の期限の延長について（通知）

令和〇年〇月〇日付けの保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定に基づき、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称及び開示された日等
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

*担当課等

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

(訂正請求者) 殿

防衛装備庁長官

印

訂正決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

令和〇年〇月〇日付けの保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。) 第 9 5 条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称及び開示された日等
- 2 法第 9 5 条の規定 (訂正決定等の期限の特例) を適用することとした理由
- 3 訂正決定等をする期限
令和〇年〇月〇日 ()

*担当課等

請求受付番号:

保有個人情報訂正決定通知書

（訂正請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

令和〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定に基づき、下記のとおり訂正することとしましたので通知します。

記

- 1 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称及び開示された日等
- 2 訂正請求の趣旨
- 3 決定した訂正の内容及び訂正の理由
- 4 訂正しないこととした部分とその理由

（注）この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- * 訂正請求受付日
補正期間
訂正決定日

請求受付番号： _____

(裏面又は別添)

〈説明事項〉

1 訂正をしないこととされた部分に係る審査請求等

訂正をしないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

訂正をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

2 連絡先

審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

*連絡先：

保有個人情報不訂正決定通知書

（訂正請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

令和〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定に基づき、下記のとおり訂正しないことと決定しましたので通知します。

記

- 訂正請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称及び開示された日等
- 訂正しないこととした理由

（注）この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- * 訂正請求受付日
補正期間
不訂正決定日

請求受付番号： _____

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

保有個人情報訂正実施通知書

(提供先) 殿

防衛装備庁長官

印

令和〇年〇月〇日に提供しました保有個人情報につき、令和〇年〇月〇日付けの訂正決定に基づき訂正を実施しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第97条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 が記録されている行政文書の 名称及び開示した日等	
訂正請求者の氏名等保有 個人情報を特定するための 情報	
訂正請求の趣旨	
訂正内容及び訂正を実施 した理由	(内容) (理由)

*担当課等

様式第28 (第41条関係)

保有個人情報利用停止請求書

令和〇年〇月〇日

防衛装備庁長官 殿

氏名：^(ふりがな) _____

住所又は居所：
〒 _____

TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

(1) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	令和 年 月 日
(2) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： _____ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
(3) 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

2 利用停止決定通知書等を書面により送付する場合における公印の押印の必要の有無

利用停止決定通知書等を書面により送付する場合には、公印の押印は省略としておりますので、この場合において公印を押印した利用停止決定通知書等を希望される場合は、以下の□にレ点を付してください（レ点がない場合は公印省略とさせていただきます）。

利用停止決定通知書等への公印を希望する。

4 本人確認等

(1) 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） (注) 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ ^(ふりがな) 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
(4) 請求資格確認書類 ア 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） イ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

請求受付番号： _____

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

- 1 「利用停止請求の期限」

利用停止請求は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第98条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行なわなければならないこととなっています。
- 2 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された氏名及び住所又は居所により、利用停止決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。
連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。
なお、法定代理人又は任意代理人（以下「代理人」という）による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。
- 3 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」
 - (1) 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」

利用停止請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日を記載してください。
 - (2) 「開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録されている行政文書の名称等」

開示決定通知書の文書番号及び開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報が記録された行政文書の名称を記載してください。なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは、次に掲げるものです。
ア 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）
イ 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）
 - (3) 「利用停止請求の趣旨及び理由」
 - ア 「利用停止請求の趣旨」

利用停止請求の趣旨は、「第1号該当」又は「第2号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。
(ア) 「第1号該当」には、法第61条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき、法63条の規定（不適正な利用禁止）に違反して取り扱われているとき、法64条の規定（適正取得）に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。
(イ) 「第2号該当」には、法第69条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）又は法第71条第1項の規定（外国第三者提供制限）に違反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。
 - イ 「利用停止請求の理由」

利用停止請求の理由は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。
なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。
- 4 「利用停止決定通知書等を書面により交付する場合における公印の押印の有無」

利用停止決定通知書等に公印が押印されていなくても、通知書としての効力に影響は生じませんが、次の各号に掲げる通知書を書面により送付する場合において、公印の押印が必要であるときには、「利用停止決定通知書等への公印を希望する。」に、レ点を記載してください。
(1) 法第101条第1項の規定による保有個人情報の利用停止をする旨の通知書
(2) 法第101条第2項の規定による保有個人情報の利用停止をしない旨の通知書
(3) 法第102条第2項の規定による延長後の期間及び延長の理由の通知書
(4) 法第103条の規定による利用停止決定等の期限の特例を適用する旨等の通知書
- 5 本人確認等
 - (1) 窓口来所による利用停止請求の場合
窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第29条において読み替えて適用する同令第22条（第4項及び第5項を除く。）に規定する運転免許証、健康保険被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。
(注) 住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。
 - (2) 送付による利用停止請求の場合
保有個人情報利用停止請求書を送付して利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成された市町村等が発行する公文書に限り、その複写物による提出は認められません。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。
個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。なお、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、当該個人番号を黒塗りしてください。また、被保険者証を複写機により複写したものを提出する場合は、保険者番号及び被保険者番号・記号を黒塗りにしてください。
 - (3) 代理人による利用停止請求の場合
「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。
ア 法定代理人が利用停止請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提示又は提出してください。
なお、戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村長等が発行する公文書であり、その複写物による提示又は提出は認められません。
イ 任意代理人が利用停止請求をする場合には、任意代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状その他その資格を証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成された原本に限り。）を提出してください。ただし、委任状については、(ア)委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を添付するか又は(イ)委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付して提出してください。なお、委任状は、その複写物による提出は認められません。

様式第29 (第41条関係)

委任状

(代理人) 住所 _____

(ふりがな)
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

令和〇年〇月〇日

(委任者) 住所 _____

(ふりがな)
氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

次のいずれかの措置をお取りください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第30 (第41条関係)

委任状

(代理人) 住所 _____

(ふりがな)
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

令和〇年〇月〇日

(委任者) 住所 _____

(ふりがな)
氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

次のいずれかの措置をお取りください。

- 1 委任者の印については、実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- 2 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第31（第48条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（利用停止請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

利用停止決定等の期限の延長について（通知）

令和〇年〇月〇日付けの保有個人情報の利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定に基づき、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の名称及び開示された日等
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

*担当課等

請求受付番号： _____

様式第32（第49条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

（利用停止請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

利用停止決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

令和〇年〇月〇日付けの保有個人情報の利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第103条の規定に基づき、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしたので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の名称及び開示された日等
- 2 法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 利用停止決定等をする期限
令和〇年〇月〇日（ ）

*担当課等

請求受付番号： _____

保有個人情報利用停止決定通知書

（利用停止請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

令和〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第101条第1項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止することとしましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の名称及び開示された日等
- 2 利用停止請求の趣旨
- 3 決定した利用停止の内容及び理由
- 4 利用停止しないこととした部分とその理由

（注）この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- * 利用停止請求受付日
補正期間
利用停止決定日

請求受付番号： _____

(裏面又は別添)

〈説明事項〉

1 利用停止をしないこととした部分に係る審査請求等

利用停止をしないこととした部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

利用停止をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

2 連絡先

審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

*連絡先：

保有個人情報利用不停止決定通知書

（利用停止請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

令和〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 利用停止請求に係る保有個人情報が記録された行政文書の名称及び開示された日等
- 2 利用停止しないこととした理由

（注）この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- * 利用停止請求受付日
補正期間
利用不停止決定日

請求受付番号： _____

様式第35 (第52条関係)

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

(審査請求人等) 殿

防衛装備庁長官

印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第82条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第105条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 <input type="checkbox"/> 不開示決定	(1) 開示決定等の日付、文書番号 令和〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等をした者 防衛装備庁長官 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	令和〇年〇月〇日・令和〇年 () 諮問第〇〇〇号

*担当課等

様式第36 (第52条関係)

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

(審査請求人等) 殿

防衛装備庁長官

印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第93条の規定に基づく訂正決定等に対する次の審査請求について、同法第105条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 一部訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、文書番号 令和〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 訂正決定等をした者 防衛装備庁長官 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	令和〇年〇月〇日・令和〇年 () 諮問第〇〇〇号

*担当課等

様式第37 (第52条関係)

〇〇〇第〇〇〇号
令和〇年〇月〇日

(審査請求人等) 殿

防衛装備庁長官

印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 第101条の規定に基づく利用停止決定等に対する次の審査請求について、同法第105条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	
2 審査請求に係る利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 一部利用停止決定 <input type="checkbox"/> 利用不停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、文書番号 令和〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 利用停止決定等をした者 防衛装備庁長官 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問日・諮問番号	令和〇年〇月〇日・令和〇年 () 諮問第〇〇〇号

*担当課等